

# 新水道ビジョンについて

水道ビジョン（平成16年6月策定・平成20年改訂）

【基本理念】世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける水道

## ■水道の事業環境の変化

### 枚挙にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数の減少によるサービスレベルの影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

■関係者が基本理念を共有し、一丸となった対応が必要

### 関係者が共有すべき理念

・これまでの130年間に先達が築き上げてきた地域の需要者との信頼に基礎を置き、地に足のついた対応を図る。

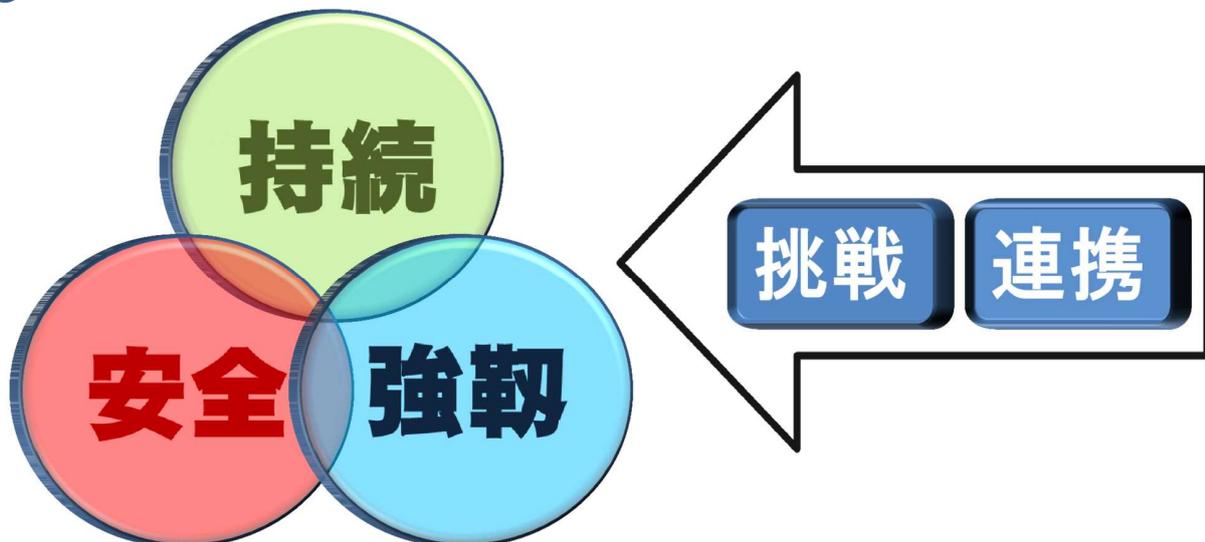
世界のトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承

**新水道ビジョン**  
平成25年3月策定

# 新水道ビジョンについて

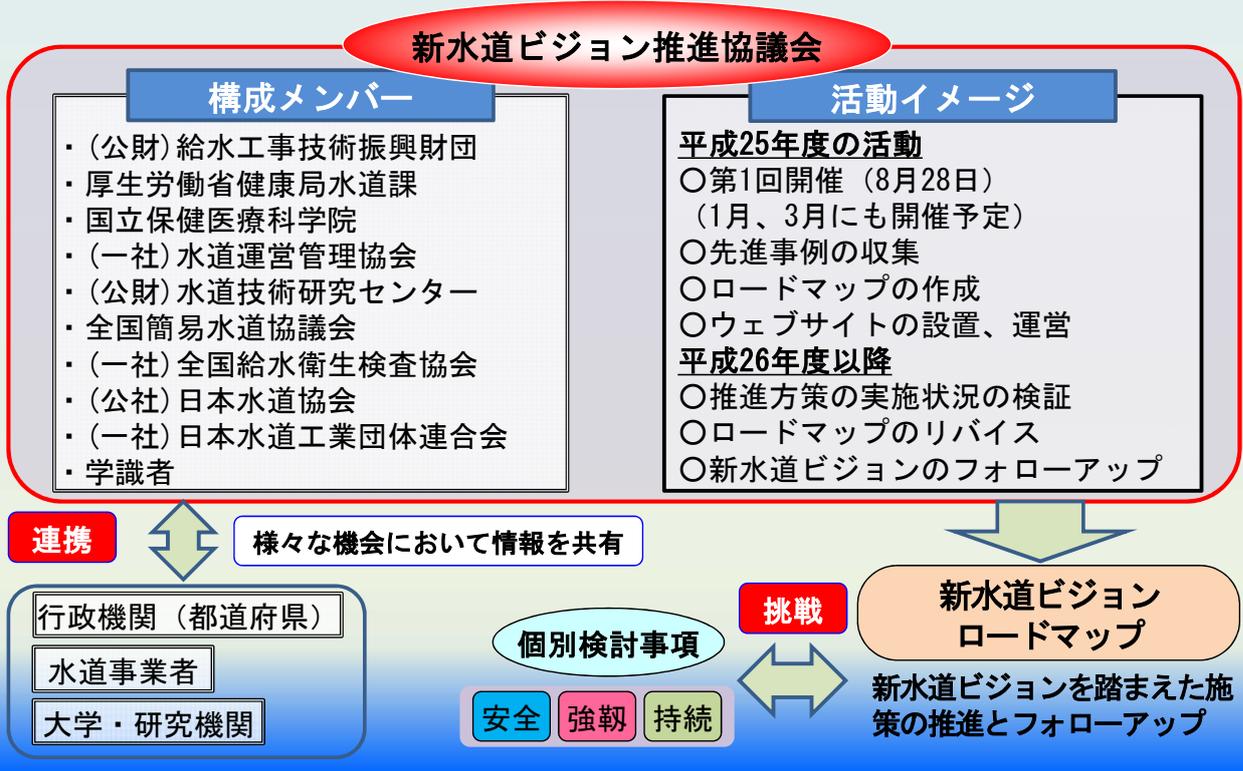
< 基本理念 >

地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道



# 新水道ビジョン推進協議会

新水道ビジョンに示された各種方策を推進するため、方策の実施主体となる関係者が実施状況を共有し、密接に連携するための枠組みとして開催。



## 新水道ビジョン推進に関する地域懇談会

### 1 開催概要

新水道ビジョン推進に関する地域懇談会(以下「懇談会」という。)は、全国各地の水道事業者等による各種推進方策について、その取り組みの内容を都道府県及び水道事業の担当者らが情報共有するとともに、全国的に広くそれを発信して、地域内の連携を図り、新水道ビジョンに示した施策を積極的に推進することを目的とし、厚生労働省の主催で開催するもの。

これまでの開催概要と今後の予定は、下表のとおり。

### 2 開催趣旨

各地域における先進的な取り組みを実施している水道事業におけるキーマンをゲストスピーカーとして招聘し、話題提供をいただくとともに、比較的少人数でのフリーディスカッションを展開して、課題解決へのヒントを探る。

### 3 開催イメージ

3~4ヶ月間隔を目処に全国各地において順次開催する予定。

平成25年度に2箇所実施。平成26年度には4箇所にて開催を計画しており、全国各地にて開催したい。

ゲストスピーカーのテーマごとに3コーナーに分かれてディスカッション(盛岡市にて)



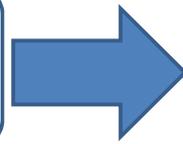
開催日程	開催概要	先進事例
《 第1回 》 平成25年11月25日 (月)	対象地域 北海道・東北地域を対象に開催 開催場所 岩手県盛岡市 参加人数 7道府県から計64名	<b>ゲストスピーカー3名</b> 北海道(官民連携を視野に入れた広域的連携) 八戸圏域水道企業団(県域を越えた発展的広域化推進) 岩手県矢巾町(住民との連携)
《 第2回 》 平成26年2月21日 (金)・予定	対象地域 九州・沖縄地域を対象に開催 開催場所 福岡県福岡市 参加人数 8県から100名程度を想定	<b>ゲストスピーカー4名</b> 北九州市(中核的な水道事業の広域化) 大牟田市(共同浄水場と官民連携) 宮崎市(多様な手法による水供給の取り組み) 沖縄県(県が主導する広域化検討)
《 第3回~ 》 平成26年度以降	対象地域 (イメージ) 関東地域、中部北陸地域、関西地域、中四国地域においてそれぞれ開催したい。	各地において、新水道ビジョン推進のため参考となる先進的事例等を実際に取り組みキーマンの方にゲストスピーカーを依頼する。

# 地域水道ビジョンの推進 (都道府県水道ビジョン・水道事業ビジョン)

## ■厚生労働省が示す水道のビジョン

水道ビジョン策定  
(平成16年6月)

水道ビジョン改訂  
(平成20年7月)



新水道ビジョン策定  
(平成25年3月)

地域水道ビジョンによる各種施策の積極的な推進

## ■都道府県水道ビジョン： 都道府県水道行政として作成すべきビジョン

➢ 広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について(平成20年7月29日付け健水発第0729002号)

手引き

➢ 新水道ビジョンを踏まえて、都道府県水道行政が示すべきビジョンを「都道府県水道ビジョンの手引き」として、作成を推奨する旨を通知予定(H25年度)

## ■水道事業ビジョン： 水道事業者等が作成すべきビジョン

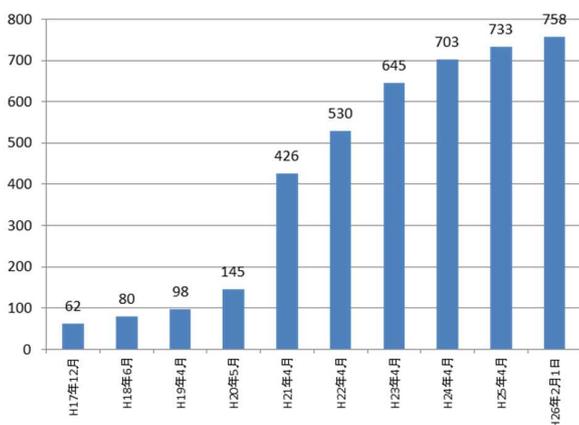
➢ 地域水道ビジョン作成のについて(平成17年10月17日付け健水発第1017001号)

手引き

➢ 新水道ビジョンを踏まえて、水道事業者等が施策を着実に推進するための「水道事業ビジョン作成の手引き」として、通知予定(H25年度)

# 水道事業ビジョン(地域水道ビジョン) 策定状況の推移【H26年2月1日現在】

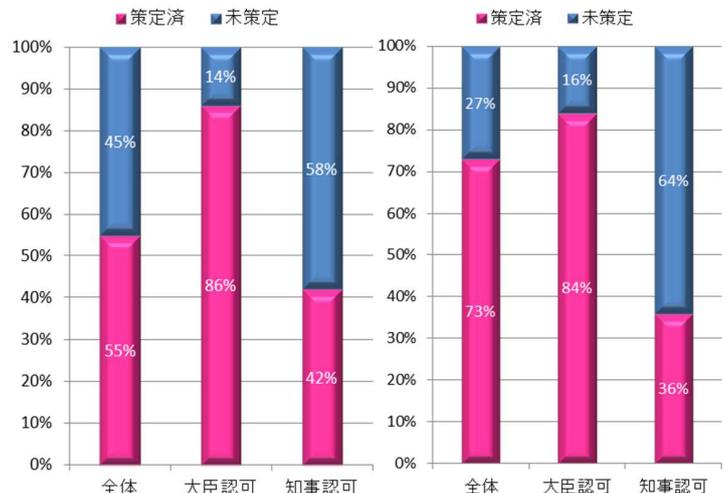
○水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)  
策定状況の推移  
(上水道事業及び水道用水供給事業における合計プラン数)



○規模別地域水道ビジョン策定状況

事業数割合(上水道)

事業数割合(用水供給)



【策定済事業数内訳】  
全体：781  
大臣認可：350  
知事認可：431

【策定済事業数内訳】  
全体：69  
大臣認可：61  
知事認可：8

※厚生労働省において内容を確認できた年月による  
※複数事業を1プランでまとめているものがあるため、事業数とは一致しない。

※「策定済」とは厚生労働省において内容を確認できたもの

# 水道産業国際展開支援の主な取組

日本の高い水道技術を活かし、水道分野における国際展開を推進するため、民間企業や自治体等による活動を支援し、関係者一体の施策展開を図る。

日本経済再生本部(平成24年12月26日 閣議決定により設置)

(資源確保・インフラ輸出戦略の推進)

世界各地の現場で働く邦人の安全を最優先で確保しつつ、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保と我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しするため、内閣官房長官は関係大臣と協力して、関係閣僚会議の場などを通じて推進すること。(平成25年1月25日 第3回会合)

経協インフラ戦略会議(平成25年3月12日 内閣総理大臣決裁により設置)

**インフラシステム輸出戦略(平成25年5月17日 第4回経協インフラ戦略会議決定)**

(中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進)

- ・医療、リサイクル、水分野など特定分野においてポテンシャルを有する中小・中堅企業への支援、地方自治体の海外展開について後押しする。

## 厚生労働省の取組

### 1. 日本企業の海外市場への売り込み(20年度～)

日本の水道産業をアジア諸国等に国際展開するため、水道事業者、関連企業等を募っての調査、講演等を実施。

①相手国政府と共同で、相手国の水道事業者等を対象に水道セミナーを開催、日本の水道技術や企業をPR。

②現地ニーズに対応した日本型水道システムのモデル作り(ケーススタディ) … 現地調査、説明会

### 2. 自治体や企業が自律的にビジネス展開することを支援(23年度～)

#### ①海外展開拠点ネットワークの整備を支援

アジアの水道協会

◆日本の企業・水道事業者とアジア各国の水道協会・水道研修施設のネットワーク化

◆企業等が海外市場展開するための拠点として、市場調査、技術紹介、研修ご活用

アジアの研修機関

水道事業者

水道関連企業

#### ②官民連携型の案件発掘調査(公募事業)

民間企業  
施設の設計・建設  
高度な水処理技術

地方自治体  
水道事業運営  
ノウハウ



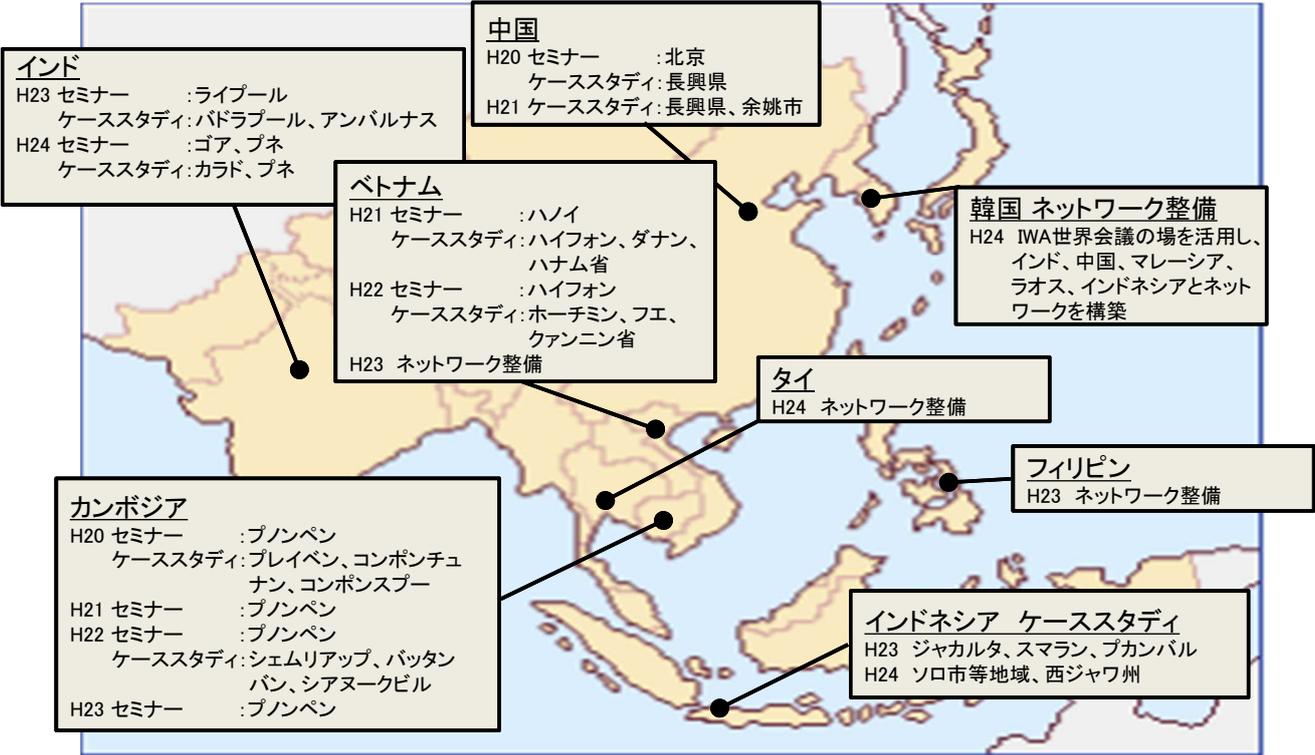
政府レベル

業界・関係団体レベル

個々の事業者・プロジェクトレベル

# 水道産業国際展開推進事業

（セミナー、ケーススタディ、ネットワーク整備(H23～)）



# 水道産業国際展開推進事業

（官民連携型案件発掘調査 H23年度～）

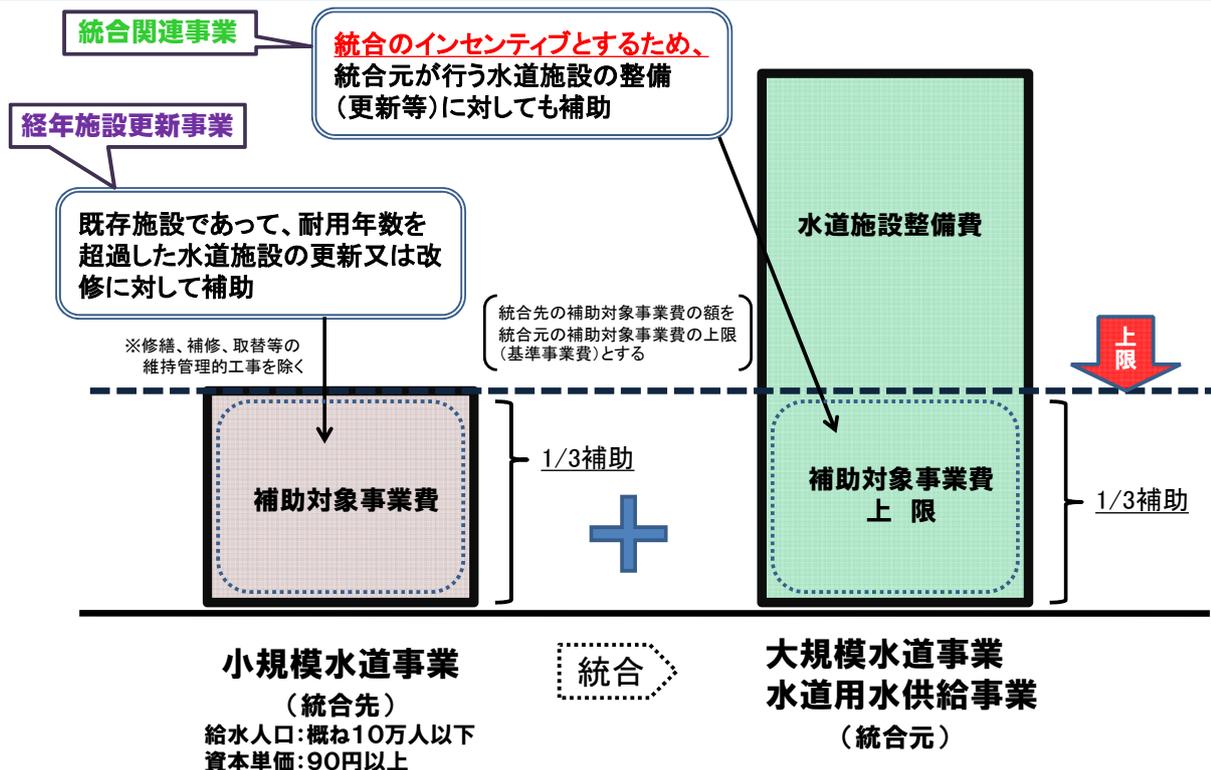


# 水道広域化の推進

人口減少社会を迎えて、水道事業の運営基盤強化のための課題解決には、近隣事業者の状況にも目を向け、広域化や官官・官民連携を行うことが重要であり、全国各地で様々な取組が実施されている。

八戸圏域水道企業団	H20.1に「北奥羽地区水道事業協議会」を設立。 青森県県南と岩手県県北の広域連携を検討中。
岩手中部広域水道企業団	北上市、花巻市、紫波町との垂直統合。 H23.5に「岩手中部水道広域化推進協議会」を設立。 H23.10に統合に関する覚書を締結。H26.4に統合予定。
群馬県東部	太田市、館林市、みどり市等3市5町の水平統合。 H24.7に「群馬東部水道広域研究会」を設立。 H28.4の統合・企業団設立を目指す。
秩父地域	秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合の水平統合。 H23.11に「秩父地域水道広域化委員会」を設置。 H28.4の事業統合を目指す。
君津広域水道企業団	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市との垂直統合を目指し、 H23.10に「君津地域水道事業統合研究会」を設立。
香川県	県内一水道を目指し、H23.8に「香川県水道広域化協議会」を設立。

## 水道広域化促進事業（補助事業）



# 「水道分野における官民連携推進協議会」の実施について

## 官民連携推進協議会

水道分野を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対し、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠である。

そのため、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした協議会を全国各地で開催している。

平成22年度	仙台市、さいたま市、名古屋市
平成23年度	広島市、福岡市、さいたま市
平成24年度	札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市
平成25年度	札幌市、東京都、大津市、高松市



官民フリーマッチング(H25東京会場)



官民グループディスカッション(H25大津会場)

平成26年度以降の開催についてご希望がある場合は、水道計画指導室にお問い合わせ願います。

## 水質基準の見直し

平成26年4月1日施行

項目	現行基準値	新基準値	
亜硝酸態窒素	—	0.04 mg/L	新規

- 飲用井戸等衛生対策要領における水質検査項目にも位置付ける予定。検査方法はイオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法(検査方法告示別表第13)を設定

平成27年4月1日施行(予定)

項目	現行基準値	新基準値	
ジクロロ酢酸	0.04 mg/L	0.03 mg/L	強化
トリクロロ酢酸	0.2 mg/L	0.03 mg/L	強化

# 飲料水健康危機管理要領について (平成9年策定、平成25年最終改正)

## <目的>

- 飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図る。

## <対象となる飲料水>

- 水道水(水道法の規制対象)
  - 小規模水道水(水道法非適用の水道水)
  - 井戸水等(個人が井戸等からくみ上げて飲用する水)
- ※ボトルウォーターは食品衛生法により措置されるため対象外

## <情報収集の対象>

- 水道水の水道原水に係る水質異常
- 水道施設等において生じた事故
- 水道水を原因とする食中毒等の発生
- 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生



国における情報伝達、広報、対策の実施等を規定

# 飲料水健康危機管理要領について

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」  
(平成25年10月25日付け健水発第1025第1号水道課長通知)

- 水道原水又は水道水、飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常を把握した場合、都道府県等や水道事業者等に対し、厚生労働省へ報告を依頼。
- 平成25年10月に、報告様式を改正(右の例のとおり)。
- クリプトスポリジウム等の検出についても、本様式を用いて報告。

報告日時: 平成XX年MM月DD日 日時 曜日		
次のおり水質異常が発生しましたので報告します(第n報)		
番号	項目	内容
1	1) 発生した日時(採水、患者発病等の説明を添えてください)	平成XX年MM月DD日 00:00 採水
	2) 発生があったことを知った日時	平成XX年MM月DD日 報告
	3) 対応を完了した日時	平成XX年MM月DD日HH:MM
2	水道の種類(上水道、簡易専用水道、飲用井戸等)	上水道
	水源の名称と種別(表流水、湧井戸等)	●●川(表流水)
	施設の名前(原水水質の異常の場合は取水位置)	○○取水場
	4) 浄水処理方法	活性炭吸着、急速ろ過
3	5) 異常に係る施設の給水範囲の人口(又は戸数)又は1日平均利用人数	100万人
	6) 異常の原因(原因物質、原因物質の排出源及びその存在場所、施設の不具合等)	不明
4	7) 問題を生じた水質項目と汚染時の最大値	原水からクリプトスポリジウム検出(2個/10L)
	1) 給水停止/取水減量期間	なし
	2) 給水停止/制限の期間	なし
5	3) 給水停止/制限の影響人口	なし
	1) 症状	なし
6	2) 人数	なし
	3) 発生地域	なし
6	検査結果(検査所に依頼)	MM月DD日にmm月DD日に採水した原水からクリプトスポリジウムが検出されたとの報告。これを受け、mm月DD日以降の高度の測定結果が0.1度を下回っていること、同日に採水した浄水を検査した結果クリプトスポリジウムが検出されないこと、クリプトスポリジウムが検出されないことを確認済み。同時に、水系を同じくする水道事業者(A館、B館、C館)に対して情報提供済み。
7	関係機関との連絡	平成XX年MM月DD日 報 ○○県 ××保健所、××市、厚生労働省へ連絡済み
8	今後の対応方針	ろ過水高度管理の徹底
9	検査結果等	特に実施していない。
10	その他特記事項	なし
11	1) 報道府県	○○県
	2) 報道媒体/自治体名	○○県
	3) 所属・部署	●●部◎の課
	4) 担当者名	△△ △△
	5) 電話番号	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
	6) FAX番号	XXX-XXX-XXXX
	7) E-mail	abc@abc.tg.jp

(報告様式記入例)

# 水質事故に備えた水道における対策のあり方

## 水道側の水質事故への対応能力の向上

- (1) 水質事故発生時に備えた体制整備
- (2) 水源のリスク把握の強化
- (3) 水源の監視体制の強化
- (4) 高度浄水処理施設等の整備による対応能力の強化
- (5) 影響緩和措置による対応能力の強化

## 浄水施設での対応が困難な物質の抽出等

- 水道に支障を及ぼすような物質を取り扱う事業場では、当該物質の管理を適切に行うことが必要。
- 万が一当該物質が公共用水域に流入した場合には、迅速な情報伝達が必要。
- すでに排水規制等の対象となっている物質以外でも、浄水施設での対応が困難な物質が存在。



該当する物質の抽出、関連情報の整理

# 突発的水質事故等による水質異常時の対応に関する考え方

- 突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について、平成15年に通知。
- 水道水は飲用のみならず、炊事、洗濯、風呂、水洗便所等に使用され、都市機能や公衆衛生の維持に不可欠なことから、水道事業者等が、断水による影響も考慮し、摂取制限等の対応を行いつつ給水を継続することについて、選択肢として適切に判断できるよう、考え方をまとめているところ。



## <検討事項>

- 摂取制限等を伴う給水継続の条件
- 健康影響の観点からの給水継続に関する指標
- 利用者への周知と飲用水の供給の確保

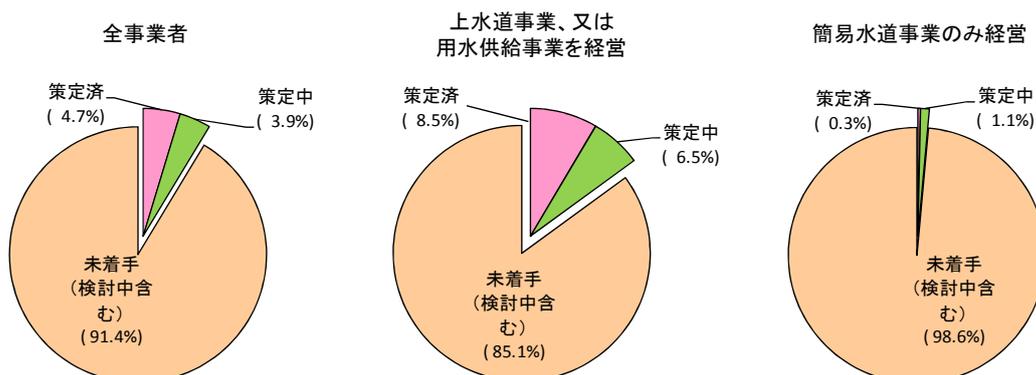
摂取制限等を伴う給水継続を実施するにあたっての留意点について、参考となる取組に関する情報を提供

## 水道水源事故対応の現状と課題

### 水道水源のリスク把握

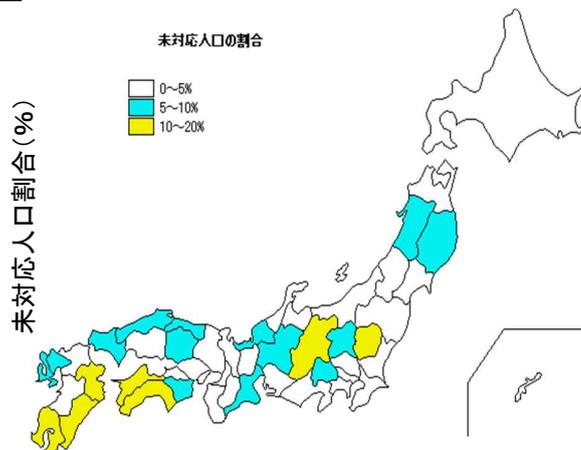
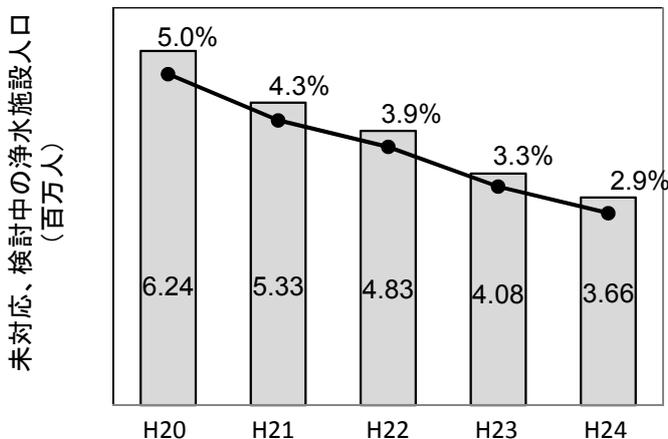
- 安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要。
- 水安全計画の策定手法が有効だが、策定率は1割に満たない。
- リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きく、効率化が必要。

特に小規模な事業者のため、水安全計画策定支援方策が必要。



# クリプトスポリジウム等対策の実施状況

— 未対応、検討中の浄水施設人口(百万人) ● 未対応人口割合(%)



[H24年3月末現在]

- ▶ レベル判定実施率は、クリプトスポリジウム対策指針の策定後、向上している。
- ▶ 対策が必要なレベル3とレベル4の浄水施設のうち、2.9%の浄水施設(給水人口366万人)においては、対策を検討中となっている(H23年度末)。

## 「水道水質検査方法の妥当性ガイドライン」策定

### 標準検査法が定められていない項目

- 要検討項目や対象農薬リストに掲載されていない農薬類の標準検査法を従来の方法で早急に定めることは容易ではない。
- 標準検査法が定められていない項目については、得られた検査結果の信頼性が十分でなく、これらの結果の活用に限界がある。

### 標準検査法がある項目

- 標準検査法には、同等以上の機器等の使用を認める記述がなされているが、同等以上の判断は個々の検査機関に委ねられており、科学的な判断基準はこれまでなかった。
- 標準検査法は、検査法としての妥当性は確認されているが、個々の検査機関の検査実施標準作業書等に定める試験手順や使用する機器、設備等の妥当性を検証する必要がある。

各検査機関が検査実施標準作業書等に示す検査方法の妥当性を評価する基準として、先行していた食品分野を参考に、妥当性評価ガイドラインを作成し平成24年9月に通知(本ガイドラインの適用は平成25年10月1日から)。  
また、本ガイドラインに係るQ & A集を平成26年1月に発出。